

(5) 視聴覚障害者情報提供施設（身体障害者福祉法 § 34）

無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物又は聴覚障害者用の録画物等を視聴覚障害者の利用に供する施設。

[illegible]